

埴町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



「はなわのダリア」：

平成13年ふくしま未来博での出展をきっかけに、今では「まちの花」として定着。首都圏等に出荷しており、広く知られるようになった。

「ツール・ド・はなわ」：

令和元年、東日本で初となるランナーズインフォメーション研究所から優れたサイクリングコースとして認定を受けた「三角形の道」を利用し、毎年「ツール・ド・はなわ」が開催。多くの参加者が訪れている。



令和3年9月

【令和6年3月改訂】

福島県埴町

埴町過疎持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 町の実財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	17
3. 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	22
4. 地域における情報化	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
6. 生活環境の整備	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29

(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
8. 医療の確保	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
9. 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
10. 集落の整備	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
11. 地域文化の振興等	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
12. 再生可能エネルギー利用の推進	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
○事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	45
○参考資料	
1 事業計画（令和3年度～7年度）	48

塙町過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

ア) 町の概要

本町は、福島県の南端に位置し、東は鮫川村及び阿武隈山系を経て茨城県北茨城市及び高萩市に境を接し、西は茨城、栃木三県にまたがる八溝山系、南は矢祭町、北は棚倉町に接し、東西約27km、南北に約20km、面積は211.41km²あり、東白川郡の中心に位置している田園と山林の町である。

町のほぼ中央を久慈川が南北に縦断しており、これに沿ってJR水郡線、国道118号が走っている。白河市へ約35km、郡山市へ約60km、茨城県水戸市まで約80km、日立市へ約60kmの距離にあり、首都東京からは約200kmに位置し、東北自動車道や常磐自動車道を経由し、約3時間30分、東北新幹線を経由しては約2時間で結ばれている。

市街地は、久慈川左岸を中心に開け、交流拠点として、町立図書館やコミュニティプラザを併設したJR磐城塙駅や、JA福島厚生連が運営する塙厚生病院、道の駅はなわなどがあり、国道118号とJR水郡線で郡山市、水戸市と結ばれている。JR水郡線は磐城塙駅・郡山間を1時間10分～1時間30分で結んでいるが、本数も少なく、利用客も伸び悩んでいる。更に、東北自動車道と常磐自動車道の狭間に位置し、企業誘致の際のデメリットとなっている。

【塙町の位置】



土地は概ね肥沃で、米、野菜、花の栽培が主であり、阿武隈山系地域では特に高原野菜等が主体である。八溝山系には杉、桧が多く東日本屈指の美林で豊かな林産資源がある。気候は比較的温暖で平均気温は過去3年間で12.6℃、平均降水量は1,345.8mmとなっており、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた谷地形に位置していることから、日較差、年較差が大きく、内陸盆地的な気候を有している。また、町中心部と阿武隈山系地域に含まれる山間部では気温、降雪量等に著しい差があることも大きな特徴である。

塙の地は江戸時代、天領として代官所が置かれ、明治以降は杉、桧など良質な木材の産地として、また米を主体にこんにゃくの生産や畜産などを営む農業地域として知られてきた。

その後、本町は昭和23年町村制を施行して常豊村から塙町と改称、昭和30年3月10日町村合併促進法に基づいて、塙町と笹原村が合併し塙笹原町となり、庁舎を大字塙に移し同年3月31日、石井村、高城村の一部が合併し、塙町となった。更に昭和32年1月10日、矢祭町との境界変更によって、塙町の一部旧石井村の中石井、下石井、戸塚の三部落が矢祭町へ編入され、また昭和34年1月棚倉町の一部を塙町に編入して現在に至っている。

イ) 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和35年に15,832人であったが、昭和45年は13,592人、昭和55年が12,060人と減少の一途であった。昭和55年に過疎の町として指定を受け、昭和55年策定の塙町過疎地域振興計画（昭和55年度～昭和59年度）及び、昭和59年策定の塙町過疎地域振興計画（昭和60年度～平成元年度）に基づき、過疎脱却の基本である、定住人口の増加対策のための優良企業の誘致と定住促進及び環境条件の整備の柱である道路改良舗装の促進、若者定住のためのスポーツ施設の整備等に努めた結果、それぞれの成果がみられ平成2年に過疎脱却となった。

しかし、高齢者人口の増加と若年者人口の減少化が進み、平成4年に再び過疎地域の指定を受けるに至った。その後は毎年100人以上の人口減少が進み、平成22年の国勢調査結果により9,884人となり、ついに1万人を割る結果となった。令和3年3月時点の現住人口推計では、8,418人（外国人含む）となっており、令和2年の国勢調査では8,302人となり減少が加速化している。

平成4年策定の塙町過疎地域活性化計画（平成4年度～平成6年度）及び、塙町過疎地域活性化計画（平成7年度～平成11年度）、塙町過疎地域自立促進計画（平成12年度～平成16年度・平成17年度～平成21年度）に基づき塙林間工業団地造成による企業誘致や住宅団地造成による定住促進等を図ってきた。更には第3セクター方式による温泉宿泊施設や道の駅の整備も進め、雇用の創出及び農産物直売による農業振興も図ってきたが、平成23年の東日本大震災及び福島原発事故が発生し、原発事故に伴う風評被害は観光、農業をはじめとする町内の各産業に大きなダメージを与えた。

しかしながら、首都圏でのアンテナショップの運営や連携自治体が開催するイベントへ参加し町をPRするなどの地道な活動により震災前の状況に戻りつつあった。

平成29年よりはなわこども園建設事業を行い、幼保一体の施設整備を進め、それに合わせ若者定住促進を目的として住宅造成及び宅地分譲を行い、若い世帯がこの地に住み続けられる環境整備を行ってきているものの、人口の減少については今後も続くものとみられる。現在はテレワーク・リモートワークを取り入れる企業も増えてきており、新たなアプローチで企業誘致を行い、雇用の創出と若年層の定住促進を目指し、更に町の豊富な山林資源の活用について検討し、資源開発による町の活性化を図る必要がある。

ウ) 町の社会経済的発展の方向の概要

本町の人口は、若年層を中心として流出しているが、主な要因としては、通勤圏内に若年層が魅力を持って働ける雇用の場の不足に原因がある。高速道路、新幹線等のインフラ面の弱さはあるにしても、首都圏に近く、自然環境にも恵まれている本町の優位性を活かした雇用効果の高い企業の誘致を

進める。併せて、リモートワーク等労働環境が変化しつつある現在、魅力ある住の環境整備を発信することで、若年層の流出に歯止めをかけたい。

現在まで、定住条件として必要な道路、教育文化施設、福祉施設、高度情報化インフラ、上下水道等の生活環境の整備を進めてきましたが、今後も道路、橋梁、防災、教育文化、福祉施設等の整備を図り、豊かな自然を大事にしながら、都市的機能の充実した町整備を図るとともに、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）を積極的に活用し、子育て支援及び高齢者支援を推進する。

本町の産業振興については、若者の町づくりへの参加や、地域に対し誇りや愛着を持てるふるさと教育等を進め、後継者の育成に努める。

農業では、生産基盤の整備、意欲ある担い手を認定農業者に誘導し農用地の利用集積等を進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、安全安心をキーワードとした埴町独自の農産物の高付加価値化とブランド化の推進を図り、農作物の定期購入を目的として、サブスクリプションを活用し農業従事者の安定した収入を確立させる。

さらに、豊富な資源を有する林業については、木材製品の高付加価値化、間伐材の利用促進とともに、多面的機能をもつ森林の保全、整備、交流空間づくりとしての活用を進め林業の振興を図る。また、森林整備と併せて発生した竹材等を農業肥料への活用を更に図るなど、一体化した農業振興と林業振興を図る。貴重な自然環境の保全と活用によって、首都圏との交流を活性化し、都会にはない自然、郷土の文化、芸能を積極的に保護、保存し、併せて本町の自然的条件や特性を活かした産業の振興を図る。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア）人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年に15,832人であったが、昭和45年には13,592人で、10年間に2,240人の減少があり、年平均にすると224人減ったことになる。昭和45年と昭和55年の比較では1,532人と減少の一途であったが、昭和55年と平成12年を比較すると764人の減少となり減少はしているものの過疎計画などによる施策により減少率に歯止めがかかったといえる。しかしながら、平成12年と平成17年の5年間では677人の減少があり、再び人口減少に拍車がかかり、平成17年と平成22年の5年間では735人の減少、平成22年と平成27年の5年間では727人の減少となり、更に人口減少に拍車がかかった。平成27年と令和2年の5年間では855人減少し、今後も山間地を中心に人口の減少が続くものと予想される。

これらの内容を年齢階層別に分析すると、0歳から14歳までの年少人口の減少が一番多く、総人口が昭和35年から平成27年までの減少率42.1%であるのに対し、同年度間において83.3%の減少率である。

生産年齢人口についてみると、昭和35年から昭和45年までに329人、減少率では3.8%、年平均減少人口32.9人であったのに対し、昭和45年から昭和55年では565人で減少率では6.8%、年平均56.5人と人口が減少したが、昭和55年から昭和60年では47人の減少で率にして0.6%、年平均減少人口9.4人となり減少に歯止めがついたものと見られた。

しかし、平成17年から平成22年では441人の減少で、率にして7.4%、年平均減少人口88人、平成22年から平成27年では524人の減少で、率にして9.4%、年平均減少人口104

人、平成27年から令和2年では、796人減少で率にして15.8%、年平均減少人口159人と、この15年間では減少率に相違はあるものの、人口減少は加速化している。これに対し65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、町総人口に占める割合は、昭和35年に6.6%で、昭和45年では9.2%を占め、昭和55年では13.6%に、昭和60年では15.2%に達し、平成2年では17.9%、平成7年では22.1%、平成12年度では25.8%、平成17年度では29.6%、平成22年度では31.2%、平成27年度では33.9%、令和2年度では、38.6%と、年々増加しており、今後もこの増加傾向が続くものとみられる。

イ) 産業構造の推移と動向

本町の産業構造を就業人口からみると、昭和35年には第1次産業に全体の68.1%、第2次産業に9.7%、第3次産業に22.2%の構成率であったが、昭和60年には第1次産業に33.9%、第2次産業に33.7%、第3次産業に32.4%の構成率となり、ほぼ産業別就業人口が均等化した。ところが、平成17年になると第1次産業は20.2%と大きく減少し、反面、第2次産業が36.8%に、第3次産業が42.9%に増加し、かつて農林業が産業の中心であったが、農林業以外の産業が大半を占め、中でも第3次産業の増加が突出した。特徴的なことは第二次産業が、平成7年の40.1%をピークに平成12年の38.6%、平成17年の36.8%、平成27年の36.1%、令和2年には36.0%となり、これは町内の中小製造事業所の廃業など目に見える状況と一致している。

昭和61年に農村工業導入団地の造成により6企業を誘致し、更に平成2年から4年にかけての工業団地造成により4企業を誘致した。しかし、その後のバブル経済崩壊後は倒産又は撤退企業が生じたが、それによる第1次産業への転換等は見られなかった。今後も、施策を講じない限り、第1次産業就業人口の比率は減少し、第2次、第3次産業の就労人口比率が増加するものと予想される。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 15,832	人 14,908	% △5.8	人 13,592	% △8.8	人 12,583	% △7.4	人 12,060	% △4.2	
0歳～14歳	6,130	5,210	△15.0	4,005	△23.1	3,155	△21.2	2,653	△15.9	
15歳～64歳	8,664	8,570	△1.1	8,335	△2.7	7,975	△4.3	7,770	△2.6	
うち										
15歳～ 29歳 (a)	3,159	2,847	△9.9	2,563	△10.0	2,381	△7.1	2,287	△3.9	
65歳以上 (b)	1,038	1,128	8.7	1,252	11.0	1,453	16.1	1,637	12.7	
(a) / 総数 若年者比率	% 20.0	% 19.1	—	% 18.9	—	% 18.9	—	% 19.0	—	
(b) / 総数 高齢者比率	% 6.6	% 7.6	—	% 9.2	—	% 11.5	—	% 13.6	—	

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 12,166	% 0.9	人 11,926	% △2.0	人 11,743	% △1.5	人 11,296	% △3.8	人 10,619	% △6.0
0歳～14歳	2,588	△2.5	2,474	△4.4	2,235	△9.7	1,859	△16.8	1,488	△20.0
15歳～64歳	7,723	△0.6	7,314	△5.3	6,918	△5.4	6,522	△5.7	5,992	△8.1
うち 15歳～ 29歳(a)	2,010	△12.1	1,749	△13.0	1,691	△3.3	1,704	0.8	1,477	△13.3
65歳以上 (b)	1,855	13.3	2,138	15.3	2,590	21.1	2,915	12.5	3,139	7.7
(a)／総数 若年者比率	% 16.5	—	% 14.7	—	% 14.4	—	% 15.1	—	% 13.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.2	—	% 17.9	—	% 22.1	—	% 25.8	—	% 29.6	—

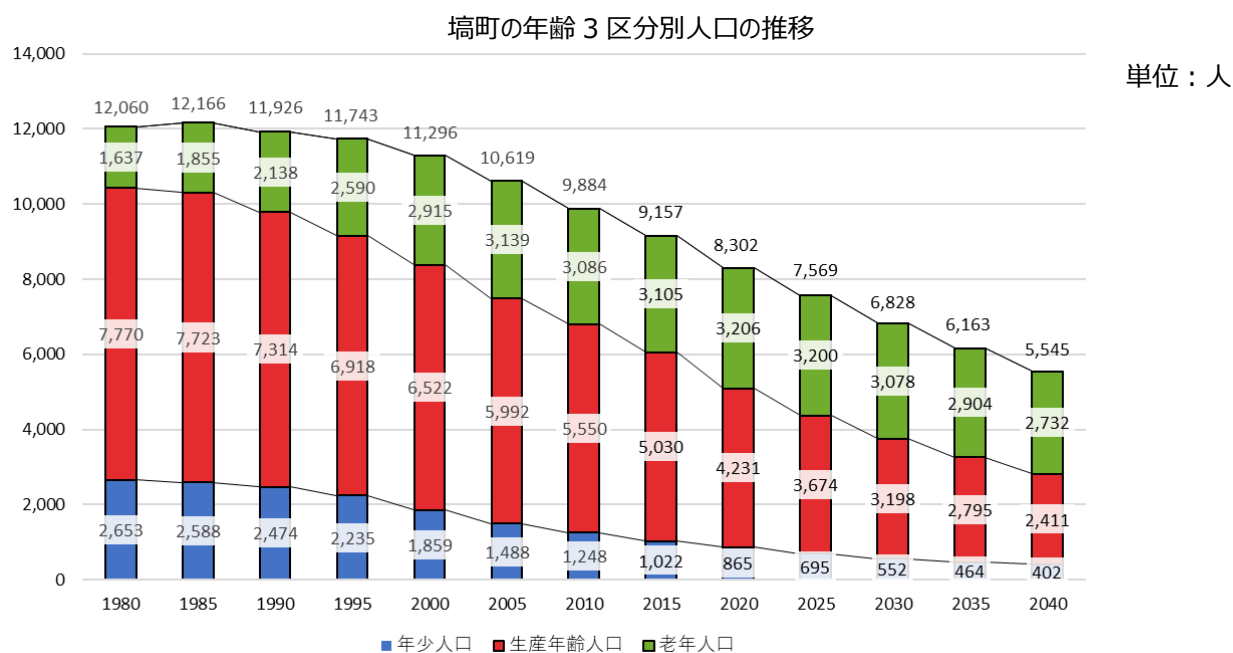
区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,884	% △6.9	人 9,157	% △7.4	人 8,302	% △9.3
0歳～14歳	1,248	△16.1	1,022	△18.1	865	△15.4
15歳～64歳	5,550	△7.4	5,030	△9.4	4,231	△15.9
うち 15歳～ 29歳(a)	1,259	△14.8	1,049	△16.7	830	△20.9
65歳以上 (b)	3,086	△1.7	3,105	0.6	3,206	3.3
(a)／総数 若年者比率	% 12.7	—	% 11.5	—	% 10.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 31.2	—	% 33.9	—	% 38.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 1 2 年 3 月 3 1 日		平成 1 7 年 3 月 3 1 日			平成 2 2 年 3 月 3 1 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 11,523	—	人 10,883	—	% △5.6	人 10,066	—	% △7.5
男	5,642	% 49.0	5,349	% 49.2	△5.2	4,970	% 49.4	△7.1
女	5,881	% 51.0	5,534	% 50.8	△5.9	5,096	% 50.6	△7.9

区 分	平成 2 7 年 3 月 3 1 日			令和 3 年 3 月 3 1 日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 9,359	—	% △7.0	人 8,329	—	% △11.0	
男 (外国人住民除く)	4,660	% 49.8	△6.2	4,130	% 49.6	△11.4	
女 (外国人住民除く)	4,699	% 50.2	△7.8	4,199	% 50.4	△10.6	
参 考	男 (外国人住民)	13	17.1	—	27	30.3	107.7
	女 (外国人住民)	63	82.9	—	62	69.7	△1.6

表 1-1 (3) 人口の見通し



※1980年から2020年は、国勢調査結果より

※2025年以降は、社人研推計より

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,180		人 6,700	% △6.7	人 6,739	% 0.6	人 6,439	% △4.5	人 6,405	% △0.5
第一次産業 就業人口比率	% 68.1		% 61.9	—	% 54.0	—	% 46.4	—	% 39.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.7		% 13.1	—	% 18.5	—	% 23.4	—	% 29.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 22.2		% 25.0	—	% 27.5	—	% 30.2	—	% 30.9	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 6,546	% 2.2	人 6,268	% △4.2	人 6,103	% △2.6	人 5,693	% △6.7	人 5,504	% △3.3
第一次産業 就業人口比率	% 33.9	—	% 27.3	—	% 21.3	—	% 20.4	—	% 20.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 33.7	—	% 37.5	—	% 40.1	—	% 38.6	—	% 36.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 32.4	—	% 35.2	—	% 38.6	—	% 41.0	—	% 42.9	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,869	% △11.5	人 4,802	% △1.4	人 4,386	% △8.7
第一次産業 就業人口比率	% 16.2	—	% 17.7	—	% 28.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 36.3	—	% 36.1	—	% 36.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 47.5	—	% 46.1	—	% 35.5	—

(3) 町の行財政の状況

ア) 行政の状況

町の行政機関は、別図のとおり町長事務部局は7課1室、行政の範囲も広範多岐に亘っている。その他教育委員会2課、農業委員会部局があり、教育施設として、中学校1校、小学校2校、こども園及び幼稚園2園、学校給食センター、体育館、公民館等があり、効率的行政を行っている。

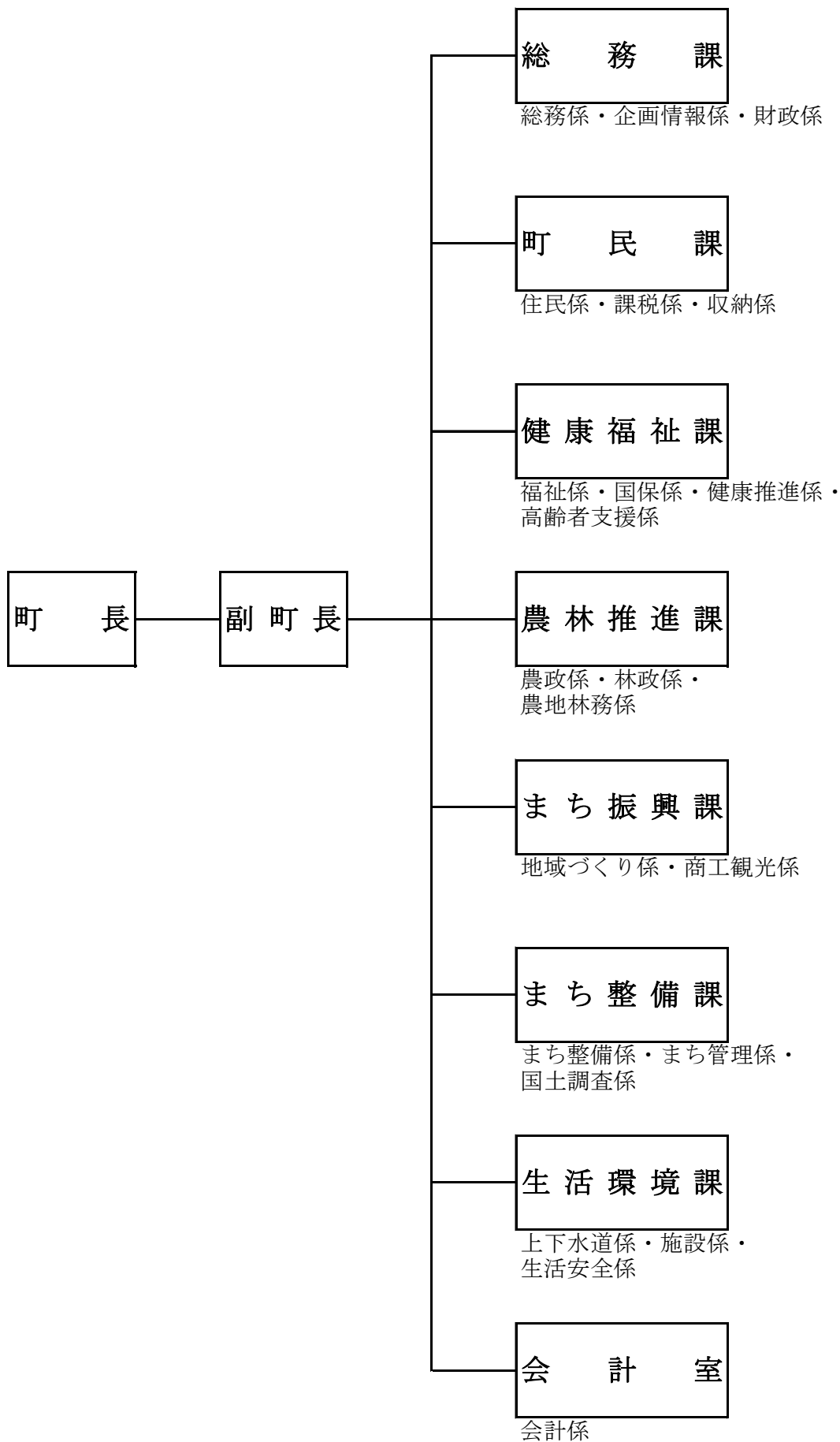
行政区は43に分け町行政の円滑な運営を図るため、各区長を委嘱している。

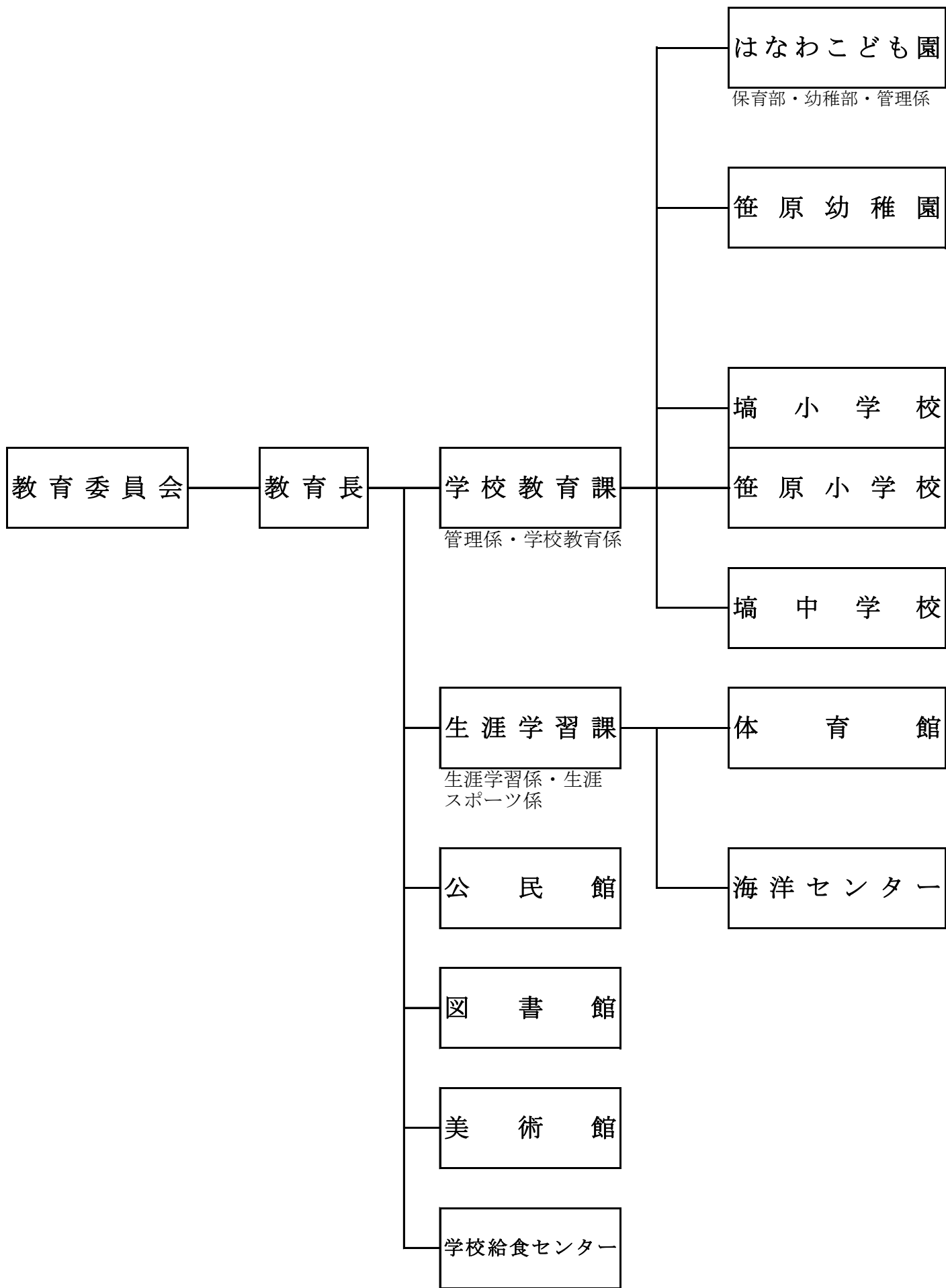
広域行政処理のためにそれぞれ下表の組織の構成員になっている。

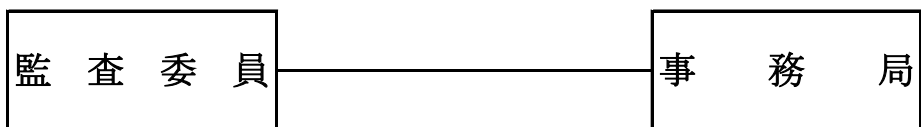
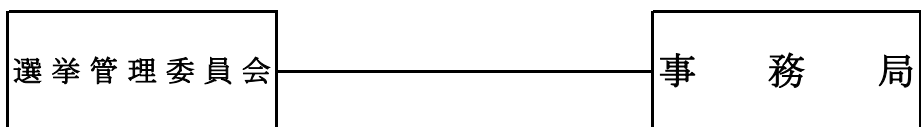
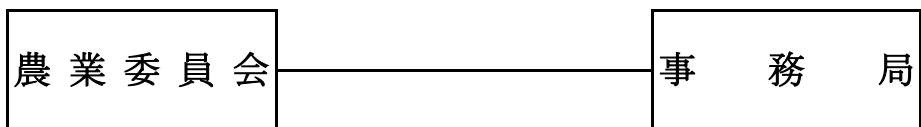
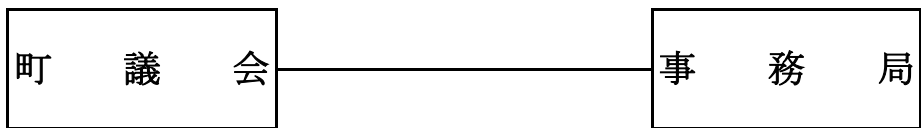
広 域 行 政 組 織 状 況

組 織 名	行 政 処 理 項 目
白河地方広域市町村圏整備組合	広域消防、救急、介護認定調査会 情報化（地域イントラネット、グループウェア）
東 白 衛 生 組 合	し尿・ゴミ収集処理、火葬場
福島県市町村総合事務組合	退職者関係事務

埴 町 行 政 組 織 図







イ) 財政の状況

財政の状況は、表1-2(1)のとおりであり、平成12年度と令和元年度で比較した歳入総額は30.1%増加している。歳入区分ごとに見ると一般財源で0.3%減少している中での増加であるが、これらは東日本大震災に起因する復興交付金や再生事業等、また各公共施設維持管理等のための起債が歳入増加の要因である。

歳出において、義務的経費は平成12年度に対し令和元年度実績額が7.7%減少している。一時的に退職者不補充等による人件費と公債費の減少により抑えられていたものの、この10年間で比較すると7.2%増となっている。実質公債費比率は平成22年度から平成27年度にかけ3.8%減少しているもの、令和元年度は再び上昇しており、今後、健全財政を維持に努めながら町民福祉の充実に努めるものである。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	5,384,000	5,014,862	8,382,124	7,558,216	7,003,592
一般財源	3,909,393	3,451,527	4,153,708	3,996,770	3,895,500
国庫支出金	167,273	203,555	683,758	421,318	485,093
都道府県支出金	239,186	233,724	325,048	1,327,962	499,844
地方債	365,400	393,400	1,208,400	793,000	1,069,600
うち過疎債	93,500	55,600	529,100	575,100	645,500
その他	702,748	732,656	2,011,210	1,019,166	1,053,555
歳出総額 B	5,233,237	4,863,007	5,974,885	7,162,297	6,709,283
義務的経費	2,199,256	2,295,130	1,894,124	2,021,943	2,030,375
投資的経費	959,767	509,285	1,546,781	1,450,225	1,486,734
うち普通建設事業	844,716	466,734	1,546,049	1,349,814	1,283,369
その他	2,074,214	2,058,592	2,533,980	3,690,129	3,192,174
過疎対策事業費	270,912	830,940	1,103,723	962,024	1,054,570
歳入歳出差引額 C (A-B)	150,763	151,855	2,407,239	395,919	294,309
翌年度へ繰越すべき財源 D	36,672	4,000	2,271,033	101,823	148,759
実質収支 C-D	114,091	147,855	136,206	294,096	145,550
財政力指数	0.255	0.272	0.269	0.265	0.290
公債費負担比率	19.7	22.2	—	—	—
実質公債費比率	—	—	11.3	7.5	8.0
起債制限比率	10.5	9.6	—	—	—
経常収支比率	82.2	88.9	80.4	93.3	90.9
将来負担比率	—	—	62.0	19.7	38.1
地方債現在高	6,588,240	5,732,250	5,497,418	6,006,712	6,391,508

ウ) 主要公共施設の状況

町民福祉の原点である道路整備について、表1-2(2)のとおり、令和元年3月31日現在改良率56.4%、舗装率75.9%であり、改良率、舗装率ともに依然低い値を示している。更に国県

道を補完する町幹線道路については整備されてきたが、その他の生活路線については未整備路線が多く早急に整備する必要がある。

教育施設については、少子化に伴い統廃合を行ってきたが、改めて将来人口を見据えた再編の必要がある。その他の大規模校舎は非木造校舎に整備されている。遠距離通学については、スクールバスと代替バスが運行されている。

社会教育施設については、主な集落には公民館の分館が設置され、平成4年からは、町立図書館が開館し、社会教育の場として活用されている。スポーツ施設については、総合体育施設として運動場、野球場、体育館、テニスコート、プール等が整備されている。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
町 道						
改 良 率 (%)	3.1	24.0	40.5	52.1	53.2	56.4
舗 装 率 (%)	1.6	10.4	42.2	68.9	69.7	75.9
農 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	17,336	20,741
耕地1ha当たり農道延長(m)	5.9	14.6	6.5	7.4	—	—
林 道						
延 長 (m)	—	—	—	—	80,710	82,409
林野1ha当たり林道延長(m)	2.1	5.3	7.6	8.4	—	—
水道普及率 (%)	36.8	45.6	58.2	74.9	74.9	79.1
水洗化率 (%)	—	13.7	31.8	47.6	80.1	70.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	22.8	27.6	31.2	32.1	33.0	42.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展の基本方針を次のとおり定めるものとする。人口は、若年層を中心として流出している。このことは生活圏内に若年層が魅力をもって働ける雇用の場が不足していることにある。その対策のため工業団地を整備し企業の誘致を図ってきたが、新たな雇用効果の高い企業誘致には至っていない。本町は過疎対策事業債を活用し全域に光ファイバー網を整備している。そのためパソコンさえあれば起業可能な点や、山間部の冷涼な気候を活かしたデータセンター等の誘致、新型コロナウイルス禍の中で普及し始めたテレワーク主体の企業等への移住政策を含めた誘致及び首都圏に近く自然環境にも恵まれている本町の優位性を活かした雇用効果の高い企業の誘致を更に積極的に進める必要がある。

また、人口の定住条件として必要な生活環境の整備として住宅団地の整備を行い、定住促進を図ってきたが、その他の基盤施設としての幹線道路、集落道路、教育文化施設については今後も積極的に整備を進める。

地域産業振興の面では、農業は、地域農業の担い手となる農家の育成と農用地の利用集積等を進め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域から都市部へ安心安全をキーワードとした埴町独自の農産物の情報発信を行い、高付加価値化とブランド化を推進する。

また、林業は、豊富な森林資源を活用し、県産材活用拠点としての整備を促進し、木材製品の高付加価値化への努力と間伐材を利用した地場産業の雇用創出を促進する。さらに、温室効果ガス削減、環境貢献に関心の高い企業や交流のある都市部の自治体の住民を結びつけることで、森林の整備保全に向けての取組を進める。

また、地域の持続的発展を図るには、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らすことができるようにする必要がある。集落機能の維持が困難となってる地区も多くなってきている中、自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築くため、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、地域住民との協働により地域特有の伝統文化、生活文化等の振興を図るなどの取組を推進する必要がある。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①人口に関する目標

埴町人口ビジョン（2015年策定）では、令和22年（2040年）の将来人口展望7,318人を目指すとなっている。しかし計画策定時の令和2年（2020年）目標値8,921人に対し、2021年3月末時点人口が8,431人と大きく差が出ている現状である。本過疎計画により、今後埴町人口ビジョンの目標値に近づくよう考え、令和2年から令和7年の人口減少を人口ビジョンの減少率5.08%を目標とし、現状の人口から428人減の8,003人を目標とする。

社会増減では、前年までの5年間（表1-1（1）人口の推移（国勢調査）参照）で720人減、年平均144人減少している。人口ビジョンに基づき社会増17人を目標値とし、年平均減少人口を90.8人まで減らすことを目標とする。

②持続的発展の実現に向けた目標

ア) 町民が心の豊かさと質の高い生活が実感できるような、多様な生活環境を実現するための役割を認識し、それらを実現するために、優良企業の積極的な誘致を含め、リモートワーク可能な新しい生活スタイルの場の提供と産業の振興による就労の場の確保、また道路の整備によるアクセス性の向上及び情報通信基盤の整備・活用を図りながら、移住・定住促進を図っていく。

イ) 産業振興の推進について、農林業については、急速に従事者の高齢化が進むなかで、生産基盤の整備及び近代化を進め、農林業構造の改善をはかり、農林業後継者の確保育成に努める。また商業、サービス業についても埴町の中心市街地活性化を図り、空家を活用し新たなサービススタイルの提供を図る一方、農業・商業・工業が一体となった物流の体制を整備し、所得の安定化と新たな分野における雇用の拡大を図る。

ウ) 本町の豊かな自然は、現在及び将来における限られた資源であると共に、生活及び生産活動における基盤である。これらの利用にあたっては、公共の福祉を優先させつつも、自然環境を保全し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図る。

エ) 当町のもつ恵まれた自然を活用し、木材資源、特産物等の多様な地域資源の開発又は掘り起こしと消費の拡大を図る。地域の持つ豊かで美しい自然や脈々と受け継がれてきた伝統文化は、都市住民が求めている「癒し」の機能を持つ地域資源として注目を集めているところであり、また、価値観の多様化とライフスタイルの変化により、「田舎暮らし」の良さが見直されてきていることから、開かれた地域社会の形成を図りながら、個性ある地域づくりを推進し、都市との交流人口の拡大や定住を積極的に推進する。

オ) 地方分権の時代を迎え、自己決定と自己責任の下、地域としての魅力を高め、展望を切り開いていくことが求められている。このため、地域の自立へ向けて、地域の住民やコミュニティ組織、NPOやボランティア団体などによる各地域の自主性・主体性を生かした個性的・創造的な取り組みを推進する。

カ) 当町では、人口の減少や少子化の傾向により、児童生徒が急速に減少している。このような状況の中、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善を推進する。

また、年齢層に応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークやGIGAスクール構想によるICTを活用した教育の推進を図り、学習環境・利便性の向上や基盤整備等を推進する。

(6) 計画達成状況の評価に関する事項

本計画では、施策及び関連事業の進捗を把握するとともに、計画の達成状況の評価を行います。なお、計画の達成状況の評価は、住民、行政、その他で構成する組織を今後構築し、その組織による評価を毎年度行い、評価結果について議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においては、埴町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）との整合を図り、次の基本的な考え方により過疎地域対策事業を適切に推進する。

① 施設の長寿命化

長寿命化を適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規施設整備は原則行わない。新設が必要な場合は、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮し、厳選して整備する。

② 施設の複合化と機能集約

施設機能を維持しつつ、複合化・多機能化された更新（建替え）を行い、施設総量を縮減していく。複合施設では、管理運営についても一元化・効率化を検討する。

③ 効率的な運営手法

用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、売却・払下げ等を検討する。

④ 新たな事業手法の活用

PPP／PFIなど民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

⑤ 取組体制の構築

定期的な点検、診断を行い計画的な維持修繕を実施し施設の長寿命化を推進しライフサイクルコストを縮減する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は昭和35年の15,832人から減少の一途をたどっており、平成22年の時点で1万人を割り込み、特に最近10年（平成23年から平成31年の各3月1日現在）の動向では、各年約150人前後ずつ減少をしており、平成23年時点で9,811人いた人口が平成31年では8,516人と1,295人の減、率にして△13.2%と深刻な人口減少問題を抱えている。高齢者人口の増加、若年者の減少により、自然動態（出生・死亡による増減）は△788人（統計による推移）となっているが、社会動態（転入・転出による増減）は△635人と自然動態と近い数値となっている。これは、本町から転出者が多いことを示しており、いかにこの数字を抑制するかが今後の課題となってくる。

総務省で平成21年より行われている「地域おこし協力隊」制度を活用し、移住推進の一環として、平成25年度より2名の協力隊員を委嘱（現在は任用）、地域ブランドの開発や地域の特性を生かした観光誘致の活動を行っている。現在（計画策定時）は6名の協力隊員を任用、サイクルツーリズム事業や空き家対策、地域の情報発信を担っている。しかし、以前委嘱されていた隊員が任期満了後、本町へ定住するまでには繋がっておらず、任期後のサポートをどのように携わるかが課題となっている。

地元の若者の定住を推進するため、平成30年度には定住促進住宅分譲地「さくらタウン末広」の分譲を開始、22区画の分譲地に対し19区画（令和2年度末）が売買され、定住促進に繋がった。若者が今後も安心して定住に繋がる施策を検討し実行していくことが必要である。

(2) その対策

定住人口の増加を図るために住宅取得への支援や、空き家バンクの整備を始めとした支援等を推進するとともに、U・I・Jターンを考えている方への情報発信を行う。

これからも埴町へ住み続ける方が安心した住まいを維持できるよう耐震補強等の支援を行い、次の世代へ安心できる住環境を引き継ぐことにより、人口流出の抑制を図る。併せて中心部及び周辺集落での宅地造成・分譲を行い周辺集落の人口増及び地域の活性化を図る。

地域おこし協力隊制度を活用し、今まで見つけられなかった魅力を外からの目線で再発掘し、新たな埴町としての情報発信をできる環境を構築する。そのためにも、地域おこし協力隊が継続して活動できる環境づくりによる人材育成を行いながら、地域間交流における、緊密な連携及び協力体制を確立、地域住民を巻き込んだ移住定住促進の環境を整える。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(1) 移住・定 住	住宅団地整備事業 定住促進と地域の活性化を図る	埴町	

	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 移 住・定住	木造住宅耐震化事業 町内在住者の木造住宅の耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保する。	埴町	
		住宅取得支援事業 移住者の拡大と定住者の増加を図り、人口減少対策と地域の活性化を図る。	埴町	
		住宅団地助成事業 子育て若者世代及び移住者の定住の促進、町内関係業者の振興及び多世代間の支えあいの推進を図る。	埴町	
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 人材 育成	地域プロジェクトマネージャー事業 地域おこし協力隊として活動した経験者を町の重要プロジェクトの推進に現場責任者として任用してもらい、地域発展のための人材を育成する。	埴町	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

農業は、水稻、野菜を中心に本町の基幹産業となっているが、農業者の減少に歯止めがかからない状況にある。しかも、専業農家の全体農家数に対して占める割合は9.0%とわずかで、第1種兼業農家が農家戸数全体の9.5%なのに対し第2種兼業農家は66.5%を占めている。離農や規模縮小の影響により、増加している遊休農地の活用等、課題が多い。

農業の振興を図るため、認定農業者などの意欲ある担い手を育成し、これら担い手への農用地の利用集積などを支援するとともに、新規就農を推進する。特色ある農産物を活用した特産品づくりや地域資源を生かした地場産業の振興と売れるふるさと産品づくりを促進し、地域経済の活性化を図る。また農作物の販売網が脆弱であるため、農業のみでの安定した収入の確保ができない状況であり、販売網の拡大が今後の課題である。

豊富な山林を利用して、林業とその関連産業の振興を図ってきたが、木材価格の低迷が続き、林業経営者と木材関連産業に打撃を与えている。林地の管理水準の低下が問題となっており、総合的な林業構造改善対策を積極的に推進する必要がある。人と環境に優しい素材である木材を有効に活用し循環型社会の形成を図るとともに、県産木材等の利用促進など地産地消の推進に努める。さらに、温室効果ガス削減に向け、環境貢献に関心の高い企業や交流のある都市部の自治体の住民とを結びつけることで、荒廃した森林の整備保全に向けての取り組みを進める。

就業者のうち最も多く従事しているのが工業である。地場資源高付加価値産業として製材業が主体であったが、昭和40年代から現在に至るまで、精密機器、電気機械、プラスチック、縫製等の企業を導入立地している。しかし、小規模な企業が多いため、中小企業活性化対策と、若年者を含めた労働者の就労場の確保が課題である。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、雇用の確保が厳しい状況であるが、新たなスタンスとしてリモートワークが広がりつつあり、今後新たな企業誘致方法の1つとして提案しつつ、新事業・新産業の創出に向けて、地域の資源を活用した新しいビジネスの創出による地域経済の活性化、雇用の創出について調査、検討していく必要がある。更に、立地条件が不利な本町であっても企業を誘致できるよう「優遇制度」の活用・創設を推進する。

商業の中心は旧国道沿いと駅前形成している商店街であるが、最近では町外資本のチェーン店等に客足が流れているほか、休日の買物は近隣市部の大型店に流れている。町としても中心市街地活性化のための基本計画に基づき、個店の体質強化を図るとともに、まちづくりの観点に立った「賑わい」の場を創出し、地域の歴史や伝統を生かした魅力ある商店街づくりを進める。

観光については、自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、本町が有する豊かな自然環境、美しい景観、歴史、地域文化を生かし、体験型交流型などの新しい観光形態に対応した観光プログラムを開発、充実させて地域との交流を促進させる。その中で令和元年よりサイクルツーリズム事業を展開、「三角形の道」のコース認定や、年1回のツールドふくしまのレースを開催している。今後自転車を通じた観光振興を取り組み、コース周辺の施設でもある、第三セクターの温泉宿泊施設「湯遊ランドはなわ」を利用したイベントを主に都市交流事業を通じ集客へつなげる事業として積極的に取り組む。

上記の現状を踏まえ、白河市を中心として県南地方9市町村で構成するしらかわ地域定住自立圏における第2期共生ビジョン（令和2年度から令和6年度）で掲げる産業振興・観光推進の指標の達成に向け、企業の競争力強化、新規営農者確保、農産物の消費拡大、広域的な観光推進等、産業振興・観光振

興に取り組む。

(2) その対策

- ア) 農業の基盤づくりを継続して行い、農家の育成のため農業構造改革を推進し、農業を担う後継者の育成に努めるとともに、遊休農地の有効な活用を推進する。併せて新たな販売網を構築し農業のみならず商業・観光業ともタイアップしつつ安定した収入確保ができる環境を整備する。
- イ) 木材の町として発展してきたことを再認識し、東白川地方の木材ブランドのイメージづくりを推進し、町民参加による緑化活動と森林づくり運動の支援拡充を図り、森林を町民全体で支える意識の醸成と町民の様々な形での森林づくりへの参加を促進する。
- ウ) 中小企業活性化のための情報化の推進や支援を行うとともに、町内への優良企業立地を推進し、就業機会の増加に努め、若年層の定住化を促進する。
- エ) 商業は、商店街が活気を取り戻すため、商工会を中心として発足したTMO組織（タウンマネジメント機関）を中心に活性化のための計画づくりやイベントに対する支援等を行い、魅力ある商店街づくりを進める。
- オ) 豊富な観光資源を活かし、町のより一層のイメージアップを図るとともに、町内への来訪者を温かく迎え、観光客のリピート率向上を図る。
- カ) 多様な特性を持つ地域から生み出される資源や技術を活用し、地域のイメージアップが図られるような地場産品の開発・育成を支援する。
- キ) 地域の資源を活用した新しい産業創生による地域経済の活性化、テレワーク・リモートワークを利用した雇用の創出について調査・検討を行う。
- ク) 町面積の約82%を占める山林について、現在も行われている間伐や児童に対する森林環境学習等を進めるとともに、住宅・公共施設等での木材利用普及を進め、町有林の整備のために現在交流のある都市部の自治体との連携により整備を推進し、更には遊休農地解消のために、植林等も検討していく。また、社会的に関心が高まっている温室効果ガス削減を環境貢献に関心の高い企業や交流のある都市部の自治体などと連携し、小規模な所有形態の山林をまとめることにより、その土地を一括管理・運用することで間伐等の森林整備費用を大幅に削減し、山主から集めた所有権を信託に出し、受益権を証券化することで出資を一般から小口出資の形態でつくり、そのファンドとして集めた資金は地元での森林整備費用にあてていくなど、荒廃した森林の整備保全に向けてファンドによる森林整備の取組を検討する。
- ケ) 「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考えに基づき、公共交通の充実により車に過度に依存せず移動することができ、誰もが暮らしやすく環境の負荷が少ないコンパクトな「人」中心の新しいまちづくりを推進する。
- コ) 埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略による基本目標「安定した雇用を創出する」に位置付けられた「林業、木材産業の振興や農産物直売事業の拡大、6次産業化等、町の資源を活かした産業を振興し、雇用や所得確保の機会を創出する。」の具体的な施策、
- ①は☆竹まる野菜の生産拡大
 - ・は☆竹まる野菜のブランド化
 - ・生産者の確保、育成
 - ・製造・販売体制の充実
 - ②特産品の販路拡大
 - ・道の駅はなわにおける販売の拡大
 - ・販路開拓の推進

③ダリア産業の拡大

- ・生産、出荷体制の整備 ・新規栽培者の確保

④6次産業化の推進

- ・大学と連携した商品開発 ・加工に取り組む人材の育成、確保

⑤焼酎の製造・販売事業の検討

- ・マーケティングの実施 ・商品の試作 ・事業計画の作成

⑥木材を活用した新たな事業の検討

- ・再生可能エネルギー事業の検討 ・木製遊具の製造体制の整備 ・林道作業道の整備

更に「町内の雇用機会が限られている状況を踏まえ、農林業や介護等、埴町及び町から通勤圏において、人材の確保に高いニーズのある産業、事業者への就業を促進するため、研修機会の充実や、事業者と町民のマッチングに取り組む。」の具体的な施策

①林業への就業を目的とした人材育成

- ・林業研修所を活用した林業、製材所への就業促進、林業経営プランナーの育成
- ・若年者が林業、製材所の仕事を知る機会の整備 ・木育の推進

②介護事業所への就業を目的とした人材育成

- ・ホームヘルパー有資格者の育成

③若年層を雇用する事業者等への支援

- ・中小企業に対する支援 ・林業、製材所の若年者雇用に対する支援の検討

サ) しらかわ地域定住自立圏における第2期共生ビジョン（令和2年度から令和6年度）の産業振興・観光振興を推進する。

シ) 一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等について、条例に基づき課税免除を行い産業の振興を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振 興	(7) 商業 共 同利用施設	道の駅はなわ施設改修事業 観光・交流人口の起点である道の駅はなわは、町商 工観光施設として重要な場所であるが。一定年数経 過し経年劣化が始まっている箇所を改修し、観光関 連団体との連携及び情報交換の場所の維持を図る。	埴町	
	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業 観 光	はなわ観光魅力アップ事業 町内の既存観光施設の魅力をアップさせる環境整備 及び新規観光施設を開拓していく活動を行う。	埴町	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	はなわ観光活性化推進事業 観光・交流人口の拡大を通じた地域活性化を図るため、町内でのイベントの開催、都市圏でのプロモーション活動を行う。	埴町	
--	-----------------------	--	----	--

(4) 産業振興促進事項

i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区	業種	計画期間	備考
全域	製造業・農林水産物等販売業・旅館業・情報サービス業等	令和3年4月1日から 令和8年3月31日	

- ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

◎施設分類ごとの基本方針（総合管理計画より抜粋）

①スポーツ・レクリエーション系施設

指定管理者制度により管理運営がなされているが、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、集約の可能性について検討し、施設の維持管理について計画的かつ効率的に行っていく。

民営化の可能性を検討し、PFI・貸付等の手法により民営化を推進する。

②産業系施設

民営化が可能な施設については、PFI・貸付等の手法により民営化を推進する。

③林業・農業用施設

○林道・農道

安全確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ施設全体の最適化を図る。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、施設の利用状況や老朽化状況を見据えながら、施設の維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要がある。

今後整備が必要となる施設については、整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、財政状況・将来投資見込みとの整合性を取りながら優先順位を定める。

○堰、水路、ため池

適正な維持管理を行っていくとともに効率的かつ効果的に改修・更新を進めていく。
本計画においては、上記の基本方針との整合性を図りつつ、公共施設等の配置を進める。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成23年以前は防災情報無線局により地震、風水害、火災等の他、平常時における一般行政事務連絡等の伝達を行っていたが、導入後17年以上が経過し、親局の設備が一部更新時期にきていたと共に固定局・移動局とも経年劣化が著しかった。更に平成22年度をもって部品が製造中止となるなどの条件が重なったため、町民に対する情報の伝達システムは光ケーブルを全町にわたって敷設し、それを活用して、IP告知端末機を全戸に設置し、災害情報・各種行政情報の伝達を図っていくこととし、更に、地上デジタル放送の移行に伴い、難視世帯が約300世帯程度発生する予測が出ていたため、これらの難視世帯に対しても光ケーブルを利用した地上デジタル放送の再送信を行った。しかし、導入から10年が経過し、システムの強化、高度化のため、IP告知システムや地上デジタル再送信システムの更新が必要不可欠であり、引き続き各設備の更新を行い住民へスムーズな情報伝達を行う環境を整える。

この光ケーブルを利用したIP告知端末機は双方向通信が可能であることから、高齢者宅や一人暮らしの安否確認、保健指導等への利活用を推進する。

携帯電話などの移動通信サービスについては、利用エリアの拡大が図られるよう、光ケーブルを活用し、移動通信用鉄塔の施設整備を促進する。

(2) その対策

町が所有する光ファイバー網については、現代社会には必要不可欠なものであり、住民に情報格差等が生じないように利活用について学習する機会を設けるなど、利用促進に努める。また、これらを活用した保健指導や遠隔医療等及び起業等が可能となるように、適切に整備、修繕を進めながら維持管理していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域にお ける情報化	(3) その他	IP告知システムクラウド化・情報端末更新事業 システムの強化、高度化のためにIP告知システムのクラウド化及び端末更新を行い、サービスの維持を図る。	埴町	
	(3) その他	地上デジタル再送信関連機器更新事業 地上デジタル放送難視聴世帯が、途切れることなくテレビ放送を視聴できる環境の維持を図る。	埴町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年度に策定している埴町公共施設等総合管理計画を基に、今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財政状況を踏まえ、長期的な視点から、更新・統廃

合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とし、本過疎計画に沿った維持管理を行う。また、必要に応じ計画の改定・更新を随時行う。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア) 道 路

本町の道路は、国道118号、289号、349号を基幹道路として、これに県道8路線、1級・2級町道26路線が幹線となり、その他の町道179路線が主要道路を補完し道路網を形成している。

国県道については、年々整備が進み改良舗装率も伸びているが、国道349号及び県道高萩塙線については塙町の数少ない観光資源である湯岐地区へのアクセスのための重要な路線として改良が進められているものの、依然として幅員狭小で屈曲な箇所が多く、今後も改良が必要である。また、県道塙大津港線、石井大子線、矢祭山八槻線も大型車輛の交差が困難な箇所の早期改良が必要である。

町道については、道路延長が223.747km（令和3年3月末現在）と長いうえに、財政的な制約等もあって思うように進捗しておらず、改良率56.6%、舗装率76.4%と低い状況にある。町道の各所で幅員狭小により、交通弱者である歩行者（通学者）や自転車利用者に対する安全対策が不十分である箇所もあり、今後生活圈相互の交流を活性化させることにより、地域間の連携を深め、交流を拡大するためにも、国県道も含め改良の要望及び、危険箇所の早急な安全で円滑な交通環境の整備、改良舗装の整備が必要である。また、橋梁についても、経年劣化等が見られるため、点検、補修等が必要な状況である。

農林道については、集落間又は集落と基幹的道路等を結ぶ農道や山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす路線の効果的・効率的な整備を促進する。

イ) 交 通

本町の公共交通網はJR水郡線と福島交通バスにより行われている。JR水郡線は、主として、当町の高校生の他町への通学手段として利用されており、また近隣町村からの高校生や病院に通院する高齢者等の交通手段として利用されている。

しかしながら、朝夕の時間帯は前述のような利用者があるものの、日中は運行本数が少なく利用に不便であり、さらに新白河駅からの東北新幹線の利用者が増え、長距離利用者が減っている状況もあるため、1日当たりの利用者は磐城塙～安積永盛間で1052人から796人と急激に減少している。地域づくりに不可欠な社会基盤として、関係自治体及び関係団体の連携を密にして、利用者のニーズに即した一層の利便性の向上、輸送力の強化を図るとともに、利用促進に努める。

もう一つの公共交通である福島交通バスは、主に町内の高齢者等の通院・買い物等の手段及びスクールバス運行区間以外の小中学校の児童生徒の通学に利用されている。しかし、児童生徒の場合は、利用時間が限定されることや、児童生徒及び保護者の意識の変化、更に保護者の登下校の際の安全確保意識の変化等に伴い、自家用車での送迎が増加している。また、それ以外でも、利用時間の不便さなどから利用者が少なく、経営上、赤字補填により運行している状況であり費用対効果を考慮すると早急な対策が必要な状況である。このような状況を考慮し、交通事業者との連携を図りつつ、利用実態の把握や路線・系統の統合、バス車両規模の適正化、

運行ルートなどの改善を図るとともに、コミュニティバスやデマンドタクシーをはじめとした新たな交通システムの早急な推進を行う。

(2) その対策

- ア) 国県道はいずれも町の幹線であり、また東白川郡はF I T構想や福島県新広域道路交通計画（令和3年6月策定）においても地理的に重要な位置にあり、これらの計画実現は福島空港のアクセス道として、また本町と臨海地域や北関東との交流ネットワークを形成することにより、地域の産業、経済に大きな効果を与えるものと期待される。また併せて県道塙大津港線、石井大子線、矢祭山八槻線の改良の早期実現を促進し、国道349号、県道高萩塙線の整備についても国県に要望していく。また、八溝山周辺地域定住自立圏に関する団体と連携し圏内の道路整備も推進する。
- イ) 1級、2級の町道について道路線の見直しを行ったうえで、改良率80%、舗装率90%以上に整備するとともに、その他の町道についても改良及び舗装を推進する。また、町道以外の集落内等の狭あい道路についても、交通安全及び防災上の観点から早期に改良整備を行う。
- ウ) 集落間又は集落と基幹的道路等を結ぶ農道、農村地域の定住促進改善に大きな役割を果たす農道の効果的・効率的な整備を促進する。
- エ) 集落と集落とを結ぶ集落間林道等、山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす林道の効果的・効率的な整備を促進する。
- オ) 住民の足の確保のため代替バスの充実を図るとともに、新たな交通システムの検討を行う。
- カ) J R水郡線の利用促進を図るため、「町民号」や新たな観光イベントとのタイアップを含めた「サイクルトレイン」の活用など列車を利用したイベントの開催を検討していく。
- キ) 町道の橋梁については、損傷部分を補修する調査設計を行い、実効性のある修繕計画を策定し、適切な維持管理に努める。また、作成された修繕計画に基づき、早期に修繕の必要な橋梁から順次修繕を進める。
- ク) 緊急時における交通網確保が必要であり、災害予防も含め普段から交通の支障となりえる支障木の伐採等を実施し、通行者への安全配慮に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村 道 道路	過疎対策町道改良事業 過疎地域内の交通機能の確保及び利便性の向上を図る。	塙町	
		過疎対策町道長寿命化事業 過疎地域内の交通網の長寿命化対策を実施し通行安全の確保及び利便性の向上を図る。	塙町	

		町道那倉矢塚線外改良事業 現在風力発電事業が当該町道付近で計画されており、事業のスムーズな進捗及び事業完了後の観光地化へ向けた路線整備を行う。	埴町	
(1) 市町村道 橋梁		過疎対策橋梁長寿命化事業 過疎地域内の橋梁の長寿命化対策を実施し通行安全の確保及び利便性の向上を図る。	埴町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 その他		沿道整備事業 町道管理上、災害予防及び通行車両等への被害防止を目的として事業を実施する。	埴町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通		コミュニティバス運営事業 公共交通空白地域で地域住民が運営するコミュニティバスを運営し、交通弱者の交通手段を確保する。	埴町	
(10) その他		狭あい道路整備事業 みなし道路に認定されている道路の、狭あい解消により通行の安全性を確保する。	埴町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

◎施設分類ごとの基本方針（総合管理計画より抜粋）

①道路・橋りょう施設

安全確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ施設全体の最適化を図る。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、施設の利用状況や老朽化状況を見据えながら、施設の維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要がある。

今後整備が必要となる施設については、整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、財政状況・将来投資見込みとの整合性を取りながら優先順位を定める。本計画においては、上記の基本方針との整合性を図りつつ、公共施設等の配置を進める。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア) 水道施設

当町の水道施設は昭和29年10月水道法の許可を受け創設された川上簡易水道をはじめ、埴簡易水道、常豊簡易水道、高城簡易水道の4つの簡易水道により運営されていたが、平成23年4月1日より、これら4簡易水道を統合し、埴町上水道事業として認可され運営している。その他に一般住民を対象とした3ヶ所の専用水道がある。また、中山間地には真名畑上・下、矢ノ草、木野反、湯岐の給水施設があり、水道の給水普及率は91.0%となっている。

比較的、平坦な地区についてはほぼ整備が完了しているが、中山間地を中心として水道の未普及地区があるが、住居が点在しているうえ、今後、過疎化が益々、進行することが予想されるため、費用対効果を考慮したうえで、各種施策により、水道普及率の向上を図る。

また、一部施設が老朽化していることなどにより、有収率（給水と使用の比率）が82.2%となっているため、水道水の安全確保と安定供給のために、老朽施設の整備や新たな水源確保が必要である。

イ) 下水処理施設

生活様式の多様化により、河川等の公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水に対する対策を推進することによって、当町の優れた自然環境を保全していくことが必要である。

下水道については都市計画区域を中心に、特定環境保全公共下水道の整備を始め、平成15年3月1日より一部供用を開始している。また、農業集落排水事業により台宿、北野、伊香、川上地区は供用が開始されている。令和2年度末において、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽をあわせた普及率は85.6%、水洗化率83.2%となっている。今後はそれぞれの地区の実情と整備費用を踏まえて整備手法を選定し、計画的に事業を進める必要があるが、特に整備効率の観点から、合併処理浄化槽設置整備事業を推進していく必要がある。

ウ) 廃棄物処理施設

東白衛生組合を中心に郡内の広域処理体制で対応しており、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場の整備は完了しており、ごみ処理施設は施設延命のため随時補修中である。また、最終処分場については嵩上げ工事を実施しながら、令和12年度まで利用する計画となっている。今後はごみの減量化や再生利用について、町民の意識の啓発を図るとともに、不法投棄パトロールを強化し、美しい自然環境の保全を図る必要がある。

エ) 消防施設

白河地方広域市町村圏整備組合を中心とした広域行政の常備消防で万全を期しているが、消防団員の定数380人を確保できない状況にある。また、町独自の消防施設についても消防自動車を設置し、計画的に更新しており、今後は消防用水の不足する集落等への防火水槽の設置を計画的に整備する必要がある。

オ) 埴町の町営住宅は全体で190戸管理している。しかし昭和48年建築の若宮住宅を始めとする建築から既に40年を過ぎる建物が99戸と半数以上を占めており、長寿命化を含めた適

正な管理が求められている。明らかに耐用年数が過ぎている住宅については建替えを含めた事業を検討する時期に来ており、道路改良計画も含めた住宅建替え事業を計画、スマートシティ構想の1つとして複数住宅の同時建替えを検討する必要がある。

カ) 空家対策

人口減少や社会ニーズの変化等により空家が年々増加し、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。埴町でも平成31年3月に「埴町空家等対策計画」を策定し、空家の利活用を踏まえ現在取り組みをおこなっている。しかし利活用できず放置することにより保安上危険となる恐れのある空家が徐々に増えてきており、特に人口密集地における空家の早急な対策が必要となっている。

キ) 埴町では一級河川久慈川及び同河川川上川の2本の河川がある。住宅が集中する低地部に沿って流れており、以前より大雨の際には同2河川で水位が上昇し、町内の流末地点で水が排水できず、浸水内水被害が生じている。令和元年台風19号の時も流末の地点となっている住宅では多くの被害が出ており、町内を流れる水路の流末経路の根本的な改修が今後必要になってきている。

(2) その対策

ア) 水道施設

平坦地の水道施設の整備は完了しているが、山間部を中心とした水道未普及地区の水道普及について費用対効果を検討しながら推進する。また、老朽化した施設については、今後計画的に整備する。

イ) 下水処理施設

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業等により供用が開始されているが、今後は対象地区の全戸加入に向けた啓蒙等を図る。今後はそれぞれの地区の実情と整備費用を踏まえて整備手法を選定し、計画的に事業を進める必要があるが、特に整備効率の観点から、合併処理浄化槽設置整備事業を推進していく必要がある。

ウ) 消防施設

防火水槽と屯所、その他消防自動車等の更新と新設を計画的に行う。

エ) 埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略による基本目標「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守ると共に、地域と地域を連携する。」に位置付けられた「若者が家族を育む住まいと、高齢者の生活の安全性を高めるため、多様な手段による住宅の確保、交通環境の整備を推進する。」の具体的な施策、

①若者の住宅の確保対策の推進

・定住促進住宅の整備 ・賃貸住宅、宅地等の確保対策の検討

②高齢者の生活の安全性・利便性の向上

・多世代交流センターの整備 ・新交通システムの整備

以上について、取り組むこととする。

オ) 現在築年数の古い住宅(若宮・南原・大町)について、退去後に新たな公募を行わず政策空家として管理、この3住宅に代わる住宅を各事業施策に基づいた地域に集約建替えを行い、ス

マートシティ構想に向けた1つの取り組みとして事業を推進する。

カ) 埴町空家等対策計画に基づき、管理が十分でない空家については、空家の所有者や管理者に空家の適正管理を求める一方で、空家そのものの除却を促す等を実施する。また、道路や広場、集会施設等が不足する地区において、空家を除却した後の跡地をコミュニティスペースや菜園等に活用し、地域の環境改善につなげていくため、相談体制の構築や実現に向けた検討を行う。

キ) 町内（大字上渋井、埴地内）を流れる水路の流末先を検討、分散化させるなど、大雨時の洪水対策に対する検討及び改修事業を行う。

また、大雨等による浸水の恐れのある地域の再点検を基に、避難所等の再検討・整備を行う。再点検に伴い危険箇所と判断する浸水想定箇所の住民へ移転を促す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環 境の整備	(1) 水道施設 上水道	給水施設整備事業 老朽化した施設を更新して安定安心な水を提供する。	埴町	
		配水管敷設替事業 老朽化した施設を更新して安定安心な水を提供する。	埴町	
		上水道事業長寿命化事業 老朽化した施設を更新して安定安心な水を提供する。	埴町	
	(2) 下水道処 理施設 農村 集落排水施設	台宿地区処理施設設備更新事業 老朽化した施設を更新して安定安心な生活環境を整備する。	埴町	
	(6) 公営住宅	町営住宅改修事業 町営住宅長寿命化計画に基づき、建物等の改修等の工事を実施、住宅の長寿命化を図る。	埴町	
		町営住宅建替事業 耐用年数超過の住宅について、集約建て替えを実施し、住宅の適正管理と入居者の利便性を図る。	埴町	
	(8) その他	空家除却事業 狭あい道路に隣接する管理されていない空家住宅について、建物除却を実施し、通行の安全確保及び景観の保全を図る。	埴町	

		雨水排水施設整備事業 雨水排水の整備計画を策定し、その計画に基づく施設の整備を実施、浸水被害の軽減を図る。	埜町	
	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 生活	浸水対策補助事業 大雨等による住宅の浸水被害を軽減するため、住宅の浸水対策に係る工事を行うものに補助金を交付する。	埜町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

◎施設分類ごとの基本方針（総合管理計画より抜粋）

①公営住宅

施設数が多く、40年以上経過した住宅も多く使用しており、安全確保のため撤去を含めた効率的な改修計画が必要であり、施設総量の最適化を図る。

個別計画策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、最適化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに施設の維持管理についても効率的に行っていく。

既存民間住宅を活用した借上住宅による供給を検討する。

②行政系施設

○消防施設

施設の老朽化状況を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていく。

施設の利用実態等を踏まえながら、設置目的や管理運営方法等について検討し、詰所等においては、隣接する集会施設との統合・整理を推進する。

③供給処理施設

埜町浄化センターは、平成14（2002）年に整備されたものであり、供給開始から15年が経過している。定期的な点検により優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。

④上下水道施設

○上水道施設

施設の利用状況や老朽化状況、バイパス化を見据えながら、施設全体の最適化を図る必要がある。

○下水道施設

適正な維持管理を行っていくとともに効率的かつ効果的に改修・更新を進めていく。

農業集落排水施設の公共下水道区域内への接続を検討し、事業集約による効率化とコスト削減を図る。

管路やマンホールポンプの長寿命化を推進する。（機能強化事業の実施）

本計画においては、上記の基本方針との整合性を図りつつ、公共施設等の配置を進める。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

本町の高齢化率は、昭和60年には15.2%であったのに対し、平成12年には25.8%、平成27年には33.9%となっている。これは県平均の27.8%を遥かに上回っており、県より高齢化が進行している状況にある。昭和44年に養護老人ホーム「米山荘」を建設（平成24年3月31日廃止）、平成11年度に老人保健施設、在宅介護支援センター、デイサービスセンターを整備、平成18年度には、地域包括支援センター、平成20年には特別養護老人ホーム・ユウハイムはなわが開所された。今後は、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の増加が考えられる。そのため、高齢者保健福祉サービスのニーズがますます拡大すると予想される。住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して生活できる環境づくりをしていく必要がある。また、要支援・要介護状態になっても、本人・家族が生きがいを感じて生活できるような支援をするため、多様な介護サービス等の充実を図る必要がある。

また、年間70人弱の出生となり、その子どもたちを心身ともに健やかに育むために、家庭・地域・学校・企業・行政等がそれぞれの役割を担いながら、「地域ぐるみ」での子育て支援体制の整備に取り組む必要がある。特に近年出産を希望する方が不妊治療を受けるにあたり、医療保険が適用されず高額の治療費がかかるケースもあり、希望する夫婦に対し負担軽減を行うことにより、出生率の上昇の一助になる対策を行う。更に埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略の施策等により、出生率を高め、子育て政策の充実した町を目指す。

(2) その対策

- ア) 高齢者世帯や一人暮らしの高齢者などが安心して生活できるように、現在は一人暮らしの高齢者に限定されている緊急通報装置の貸与を、高齢者世帯にまで拡大することや地域ぐるみで見守る体制の整備をする。
- イ) いろいろな健康レベルにある高齢者がその人らしく、いつまでも元気で暮らせるように、個人や地域の自主的な健康づくり活動を積極的に支援し、生活習慣病等の疾病予防だけでなく、転倒予防や、それに伴う骨折・低栄養・認知症やうつ等の高齢者特有の健康課題に地域包括支援センターが中心となり健康長寿と生活の質の向上を推進する。
- ウ) 自動車運転免許証返納等により、生活に不便をきたさないよう、また高齢期の引きこもり・閉じこもりの予防、外出意欲のある方が気軽に出かけられるよう、タクシー利用助成を行い、介護の予防及び在宅生活の継続の推進を図る。
- エ) 地域における要保育児童の動向と適正な定員規模に配慮しながら、多様な保育ニーズに対応して乳児保育、延長保育等の特別保育対策を推進する。そのために子育て支援の拠点となる「はなわこども園」の充実を図り、待機児童解消に努める。
- オ) 「子育て」は次代を担う子どもたちを育むという重要な課題であり、家族形態や就労状況の変化にも対応できる子育て支援策の整備が必要である。その支援策を家庭・地域・学校・企業・

行政等が共通認識のもとにそれぞれの役割を担い、今後も子ども・高齢者・障害者等が交流可能な場の整備を検討する。

カ) 母子保健対策として、子育て期に係る相談体制の充実や妊娠等に係る高額な医療費負担の軽減を図る。

キ) 埴町人口ビジョン及び地方版総合戦略による基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」に位置付けられた「新たな結婚対策に取り組み、未婚者の結婚を促進する。また、母親の大半が就労し、未就業の母親についても、高い就労意欲を有している状況を踏まえ、子育て世代のニーズにあった、家庭と仕事の両立支援に取り組む。」の具体的な施策として

①結婚の促進

- ・広域の婚活イベントへの参加
- ・自然な出会いの提供
- ・講習会の実施

②幼児保育と子育て支援の充実

- ・子育て支援に関する施策のPR
- ・子育てサロンの充実
- ・病児保育の実施に向けた検討

③はなわこども園の充実

- ・施設内設備、整備の充実
- ・保育士の確保

④放課後児童クラブの充実

- ・支援員の養成

以上について、取り組むこととする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	埴町デイサービスセンター改修事業 埴町デイサービスセンターの改修を実施し、施設機能の向上と長寿命化を図る。	埴町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	緊急通報装置貸与事業 ひとり暮らし老人及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	埴町	
		紙おむつ等助成事業 在宅介護されている世帯（要件あり）に対し、紙おむつ代等の助成を行い、負担軽減を図る。	埴町	
		高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業 外出のための移動手段確保が困難な高齢者に対し、外出の機会を増やし福祉の増進に寄与する目的で、利用料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	埴町	

(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子育てサロン運営事業 子育て世代の支援のため、サロンを開設し安心して子育てができる環境を整備する。	埴町	
	不妊治療費助成事業 高額な負担が必要となる不妊治療を受けている方への助成金。	埴町	
	こども医療費助成事業 0歳児から18歳までの医療費（自己負担分）を助成することで、子育ての支援を図る。	埴町	
	子ども・高齢者交流支援事業 「子どもの貧困対策」と「高齢者の地域交流拠点」という2つが活動の柱となる事業を行う法人等へ補助金等を交付し活動の支援をする。	埴町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

◎施設分類ごとの基本方針（総合管理計画より抜粋）

①社会教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設

指定管理者制度により管理運営がなされているが、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていく。

保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能集約を推進する。

本計画においては、上記の基本方針との整合性を図りつつ、公共施設等の配置を進める。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

現在、本町の医療機関は病院2、医院2、歯科医院5となっている。しかしながら、ほとんどが町の中心部のみにあるため、山間へき地の住民が受診するには時間と費用がかかり、へき地医療の足の確保のため代替バス運行等の対応が重要になっており、また、これら山間地域においては、他の地域以上に高齢化が進行していることから、在宅医療や疾病予防対策等の充実も必要となっている。専門医についても不足しており、遠く白河市や郡山市等で受診している状況にある。

また、埴厚生病院も医師確保に苦慮している状況があり、東白川郡が一体となって医師確保のために費用負担している状況もある。

また、埴厚生病院を除く医院は医師自身の高齢化も進んでいることもあり、将来的に医師不足が予想される。

(2) その対策

ア) 交通の便を確保するため代替バス運行の維持を図るとともに、新交通システムの検討を行う。

イ) 安定的に医療の確保が図れるような専門医療体制の確立等を要望していく。

ウ) 郡内や広域における医療供給体制の整備を一層推進する。

エ) 高齢化や疾病の複雑化・多様化等に対応するため、救急医療体制の充実、医療機関との連携体制の強化を推進する。

オ) ICTを活用した診療支援体制及び保健指導の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	在宅当番医制事業 休日等の地域医療体制確保のため、東白川郡内医療機関の協力を得て休日等診療を実施。	埴町 (郡内4町村)	
		埴厚生病院緊急体制支援事業 埴町の基幹病院となっている埴厚生病院の緊急医療体制確保のための支援金	埴町	
		第二次緊急医療運営事業 白河地方広域圏内での第二次緊急医療体制整備のための負担金	埴町 (白河広域圏)	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町では、昭和39年より小学校等の統合を進め、平成22年から平成30年の間で小学校3校、分校1校が減少、現在は幼稚園2園、小学校2校、中学校1校となっている。今後、幼稚園・小学校の統合については、施設が地域社会の核となっていることから、園児・児童・生徒数の推移や地域の実態を踏まえて、更には通園、通学距離、時間等を考慮しながら、適正な施設配置を検討する。

教育施設の耐震化については、全ての小学校が耐震基準を満たすように改築、改修済みであり、中学校についても平成23年に改築されたため、耐震基準は満たしている。更に、埴町学校給食センターについては、保健所からの指導等もあり、早急な対応が必要となっていたが、平成27年に改築工事が完了し、子どもたちに安全・安心の給食を提供することが可能となった。

また、放課後帰宅しても保護者のいない家庭の児童に対し、現在は学校の空き教室等を利用して保育等を実施し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

令和2年より開園となったはなわこども園について、幼保一体となった施設で一貫した幼児教育を行うことができる施設となった。しかし施設の設備に関し、開園後に利用者・近隣住民から様々な要望がでており、今後も継続して必要な施設の整備に努めなければならない。

地域活動等の拠点になっている集会施設、体育館についても、一部に老朽化している施設があるため整備を促進する。

近年、人口の減少や少子化の傾向により、児童生徒が減少しており、このような状況の中、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められている。また、心の豊かさや生きがいづくりのための学習意欲の増大など生涯学習社会へ対応していくことが必要となっており、地域との深い関わりを重視しながら、少人数学級の良さや恵まれた自然環境などの特性を生かした教育活動の充実を図るため、弾力的な教育課程の編成や指導法の工夫改善を行うなど地域と密着した教育の充実に努める。

令和2年に国内に拡大し始めた新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン学習の環境整備が急務となった。令和2年度にはGIGAスクール構想に基づき各学校児童生徒分のタブレット端末を購入し、ネットワーク環境の整備を図ったところであるが、今後多様化する教育環境の変化へ対応するよう、様々な形で児童・生徒・教師への研修や授業改革が求められてくる。

また、不登校の児童、生徒への対策として、適応指導教室を設置し、教育指導員を配置して集団生活・学習等の機会を確保しているが、近年、不登校の児童・生徒及び登校しても保健室在室の児童・生徒が増加傾向にあり、更に現在の教室での活動には、場所的にも人員的にも限界があるため、早急な不登校対策の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア) 遠距離通学児童・生徒の通学対策（スクールバス・代替バスの運行）を引き続き行う。統合となった幼稚園、小学校の学区に住む園児、児童については、スクールバスを新たに購入するなどし、通学手段を確保することを検討したい。

- イ) 地域の担い手となる人材育成のため、児童生徒に対する地域への誇りや郷土愛を育む、地域の歴史、文化等を学習する機会を拡大する。
- ウ) 外国人の外国語指導助手を配置し、生きた外国語に接することにより、語学力の向上と国際理解の推進を図る。また、県内の英語教育体験学習施設等を積極的に活用し、国際的な視野・感覚等を養う。
- エ) 教員を対象とした独自の研修会の充実など、教職員の指導力の向上及び変化する教育スタンスへのスキルアップを図る。
- オ) 老朽化している地区集会施設の整備を促進する。
- カ) 長期欠席傾向にある児童生徒について学校以外の施設で小規模な集団生活と学習を行いながら、不登校が解消されるように、施設の拡充と指導員を増員するなど、支援の充実を図る。
- キ) 障害を持つ児童、生徒が、養護学校ではなく普通校において学習ができる支援体制の充実を図る。
- ク) 複式学級となってしまう小規模小学校に非常勤講師を配置することにより、複式学級を実質的に解消し、児童の学校生活の精神的な安定と学力向上を図る。
- ケ) 個別施設計画に基づいた公民館・体育館の長寿命化のための整備を促進する。
- コ) 放課後帰宅しても保護者のいない家庭の児童に対し、学校の空き教室等を利用しての健全な育成を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振 興	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	埴町公民館改修事業 埴町公民館の改修を実施し、施設機能の向上と長寿命化を図る。	埴町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	長寿命化を図る設備改修設計業務委託事業（体育館施設） 埴町営体育館について、スポーツ振興のみならず有事の際の避難所としての役割があり、今後施設長寿命化を目的とした改修を図る。	埴町	
		長寿命化を図る設備改修工事事業（体育館施設） 埴町営体育館について、スポーツ振興のみならず有事の際の避難所としての役割があり、今後施設長寿命化を目的とした改修を図る。	埴町	
	(3) 集会施設、体育施設等 図書館	埴町立図書館改修事業 埴町立図書館の改修を実施し、施設機能の向上と長寿命化を図る。	埴町	

(4) 過疎地域持続的特別事業 義務教育	語学指導事業 外国語指導助手を配置、生きた外国語を学習し語学力の向上・国際理解の推進を図る。	埴町	
	不登校対策事業 不登校傾向にある児童生徒の支援・授業等に対応するため教育指導員を配置する。	埴町	
	特別支援教育支援員配置事業 障害のある児童・生徒の学習・生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。	埴町	
	放課後児童健全育成事業 放課後帰宅しても保護者のいない家庭の児童を対象に、適切な生活の場を与え、健全な育成を図る。	埴町	
	異文化体験研修事業 県内の施設で、生きた英語・英会話を体験することで、小中学生の英語力の向上を図る。また、中学生の英語検定を受講する生徒の検定料を負担する。	埴町	
(5) その他	はなわこども園来客用駐車場整備事業 園児の送迎や園の行事を行う際、来園者の駐車場がない。駐車場敷地の購入及び整備を行い来園者の安全及び行事・子育て支援事業の円滑化を図る。	埴町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

◎施設分類ごとの基本方針（総合管理計画より抜粋）

①学校教育系施設

○小中学校

多額の更新費用が予想されるため、更新時期の分散化を図る。しかし、全ての学校施設の更新を行うことは、財政的にも困難であることから、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、適正規模・適正配置について検討する。

少子高齢化が加速する中にあるのは、児童数・生徒数の減少に合わせた統合の可能性を検討していく。

○幼稚園・保育園

施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていく。

国の動向や地域の実情を踏まえ、認定こども園（教育・保育を一体的に行う施設）の普及等、園児数の減少に合わせた統合の可能性を検討していく。

②市民文化系施設

一部、指定管理者制度により管理運営がなされているが、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていく。

複合化・多機能化を図るとともに、住民との協働・連携の推進により効果的な運営方法を検討する。

本計画においては、上記の基本方針との整合性を図りつつ、公共施設等の配置を進める。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落の状況を見ると、ほぼ大字単位で集落が形成されており、大字塙が最も大きく町の行政、商業、交通の中心となっている。気候が温暖で積雪が少ないこともあって、阿武隈山系地域には集落が点在し、それぞれ独自の風習や習慣などを有している。

しかしながら、町内の殆どの集落は、人口減少と高齢化が急激に進んでいる「限界集落化」しており、その集落機能の低下が大きな課題である。担い手不足から集落自らの取り組みだけでは集落機能の維持・活性化が困難なところもある。

したがって、集落の整備に当たっては、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況、地域からの要望などに配慮しながらハード面とソフト面の両方から整備を進めていくことが必要である。近年、各行政区に自主性による整備計画により、地域振興事業交付金を交付、各行政区が必要に応じ地域内の整備事業を行うなど徐々にではあるが地域のコミュニティを取り戻しつつある。

町としてはこれまで公営住宅の整備、住宅団地「南原ニュータウン」「さくらタウン末広」の造成、分譲を実施し若年層の定住促進を図ってきたが、今後も若者の定住を促進するとともに、首都圏等からのU・I・Jターンによる「新住民」を受け入れるため、住宅団地の分譲及び空き家や遊休農地を活用した定住促進を積極的に推進していく必要がある。

塙町では地籍調査事業の進捗率が46%と依然低い。特に山間部に関しての進捗率が低く、事業を行う上でも境界確認まで時間を要する状況である。また山間部の高齢者率が高く、次の世代へ資産の引き継ぎがされていないケースにより、境界が不明な状況が発生しつつある。今後集落の整備を行う上でも、山間部内の主要（国県道沿い）な地域の地籍調査を早急に進め、各事業をスムーズに進捗させる土台作りが必要である。

(2) その対策

ア) 集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路など交通ネットワークの整備を推進する。【4. 交通施設の整備、交通手段の確保と共通】

イ) 若年者や都市部からのU・I・Jターンのための受け皿として、基幹集落等における生活環境の整備を進めるとともに、空き家等の有効活用等を図る。【2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成と共通】

ウ) 住民の減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持されるよう、集落をけん引する人材の育成や「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の外部人材の活用を行う。【2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成と共通】

エ) 塙町人口ビジョン及び地方版総合戦略による基本目標「塙町への人の流れをつくる。」に位置付けられた「塙町の自然環境を好み、農林業等の町の産業に従事しつつ、第2の人生を塙町で送る中高年の人材を確保するため、道の駅はなわを核に塙町の様々な魅力、生活を知ることのできる体制を整備する。」の具体的な施策、

①道の駅はなわを核とした塙町のPRを強化する。

- ・ 埜町を体験するモニターツアーの実施
- ・ 道の駅はなわにおける体験、定住PRの窓口機能の強化
- ②空き家を有効活用し対策を進める。
 - ・ 空き家データベースの作成 ・ 空き家活用のための住宅リフォームの助成促進
- ③埜町への人の流れを作る人材を確保・育成する。
 - ・ 人材（コーディネーター）の確保 ・ 体験メニューに取り組む人材の育成

以上について、取り組むこととする。【3. 産業の振興と共通】

オ) 将来にわたり生活できる地域を維持する目的で、行政需要の高い地域の地籍調査事業を実施する。

3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 地域集落 の整備	(2) 過疎地 域持続的発展 特別事業 集 落整備	地籍調査事業 土地利用の安定と正確な管理を行っていくため、 地籍調査を実施し、土地の境界を明確にする。	埜町	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等の面で文化財、天然記念物、建造物、遺跡、名勝地等が残されており、貴重な遺産となっている。また、文化活動については、文化団体が33団体活動しており、県や町、地域のイベントにそれぞれの分野で活躍している。

地域住民がこれらの文化遺産を再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、地域住民の地域への「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、伝統文化、生活文化、歴史、芸能など地域における文化の振興を図るとともに、地域文化等の地域資源を生かした個性豊かな魅力的な地域づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア) 地域住民が音楽、演劇、講演などの芸能文化に親しめるよう公民館等を利用したプログラムの企画、開催への積極的な支援に努める。

イ) 地域特有の伝統文化、生活文化については、豊富な知識と経験を持つ高齢者等との協働により、後継者の育成など継承と発展に努め、その振興を図る。

ウ) イベントの企画・開催や広報活動等について、広域的な連携を推進する。

エ) 地域の特性や課題を踏まえて、地域づくり団体等が主体的に行う多様な地域づくり活動を支援していく。

オ) 公共施設で用途廃止になった場合の建物と敷地については、地域の核更には町の地域活性化の一助となる施設への利活用を検討し整備を行う。

12. 再生可能エネルギー利用の推進

(1) 現況と問題点

公共施設等において電力需要が増している一方で、環境に配慮したクリーンな自然エネルギーの活用が求められている。埴町では平成31年4月に策定した「埴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」によると、埴町が管理する公共施設の「温室効果ガス総排出量」の内訳で、電力が1,965 tCO₂/年、次いでA重油が1,176 tCO₂/年であり、排出量計3,671 tCO₂/年の85.6%を占めている。施設別では総合計のうち保養施設である「湯遊ランドはなわ」の排出量が2,140 tCO₂/年と58.3%を占めている。当該施設は建築年から既に20年が経過しており、埴町の当該計画でも、早急に施設改修することにより温室効果ガス排出の抑制をすることが期待される。

(2) その対策

ア) 埴町地球温暖化対策実行計画では、2030年度（令和12年度）までに2017年度（平成29年度）比で町全体40%のCO₂削減を目指すとしており、公共施設における温室効果ガス排出抑制を順次実施していく。

イ) 地球温暖化防止のための省エネルギー意識の啓発を行い、化石燃料等に依存したエネルギー供給から、太陽光等の地域内で確保できるエネルギー供給への転換を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11. 再生可能エネルギー利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	自家消費型再生可能エネルギー導入事業 太陽光、太陽熱システムを湯遊ランドはなわに導入し、給油負荷を軽減。併せて災害時の一時避難所としての機能強化を図る。	埴町	
		役場庁舎太陽光発電導入事業 太陽光システムを役場庁舎に導入して、環境に配慮した再生可能エネルギーを活用。併せて災害時の拠点としての機能強化を図る。	埴町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年度に策定している埴町公共施設等総合管理計画を基に、今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化や厳しい財政状況を踏まえ、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共

施設等の最適な配置を実現することを目的とし、本過疎計画に沿った維持管理を行う。また、必要に応じ計画の改定・更新を随時行う。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

町の多くの地域においては独自の地域づくり活動に取り組み、暮らしやすい地域を目指し良好に運営をしている。一方、区長を頂点とした組織である行政区としての活動は多いものの、住民が行政運営等に直接意見を述べることのできる機会は少なく、各種計画策定等への参画が求められている。

少子高齢化時代を迎え、税金等自主財源の確保が厳しくなるとともに、人口減少に伴い交付税等依存財源も今後厳しい状況になると予想される中、福祉施策等への支出が増大していることから、これまでも増して効率的な行政運営が求められる。また、住民の行政へのニーズは益々多様化しており、効率的な行政組織への変換や事務事業の見直しと、専門知識を持った職員が求められる。

(2) その対策

ア) 施策の決定については住民の意見を取り入れ、住民参画によるまちづくりを推進。また、地域において主体的にまちづくりを行う団体の育成・支援に努める。

イ) 行政組織・機構の再編の検討や行政目標による事業効率の評価を行い、効率的な行政運営に努めます。また職員の資質の向上を図り、住民から信頼の厚い行政運営に努める。さらに老朽化が進んだ公共施設の整備等を公共施設等総合管理計画等により計画的に進める。

埴町過疎地域持続的発展特別事業一覧表

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業 移 住・定住	木造住宅耐震化事業 町内在住者の木造住宅の耐震化対策を促進し、居 住の安全と安心を確保する。	埴町	地域の持続 的発展に資 するもの で、一過性 なく、将来 に及ぶ事業 である。
		住宅取得支援事業 移住者の拡大と定住者の増加を図り、人口減少対 策と地域の活性化を図る。	埴町	
		住宅団地助成事業 子育て若者世代及び移住者の定住の促進、町内関 係業者の振興及び多世代間の支えあいの推進を 図る。	埴町	
	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業 人 材育成	地域プロジェクトマネージャー事業 地域おこし協力隊として活動した経験者を町の 重要プロジェクトの推進に現場責任者として任 用し、地域発展のための人材を育成する。	埴町	
2. 産業の振 興	(10) 過疎 地域持続的発 展特別事業 観光	はなわ観光魅力アップ事業 町内の既存観光施設の魅力をアップさせる環境 整備及び新規観光施設を開拓していく活動を行 う。	埴町	
		はなわ観光活性化推進事業 観光・交流人口の拡大を通じた地域活性化を図 るため、町内でのイベントの開催、都市圏でのプロ モーション活動を行う。	埴町	
4. 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地 域持続的発展 特別事業 そ の他	沿道整備事業 町道管理上、災害予防及び通行車両等への被害防 止を目的として事業を実施する。	埴町	
	(9) 過疎地 域持続的発展 特別事業 公 共交通	コミュニティバス運営事業 公共交通空白地域で地域住民が運営するコミュ ニティバスを運営し、交通弱者の交通手段を確保 する。	埴町	

5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	浸水対策補助事業 大雨等による住宅の浸水被害を軽減するため、住宅の浸水対策に係る工事を行うものに補助金を交付する。	埴町	地域の持続的発展に資するもので、一過性なく、将来に及ぶ事業である。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	緊急通報装置貸与事業 ひとり暮らし老人及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	埴町	
		紙おむつ等助成事業 在宅介護されている世帯（要件あり）に対し、紙おむつ代等の助成を行い、負担軽減を図る。	埴町	
		高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業 外出のための移動手段確保が困難な高齢者に対し、外出の機会を増やし福祉の増進に寄与する目的で、利用料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	埴町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	子育てサロン運営事業 子育て世代の支援のため、サロンを開設し安心して子育てができる環境を整備する。	埴町	
		不妊治療費助成事業 高額な負担が必要となる不妊治療を受けている方への助成金。	埴町	
		こども医療費助成事業 0歳児から18歳までの医療費（自己負担分）を助成することで、子育ての支援を図る。	埴町	
子ども・高齢者交流支援事業 「子どもの貧困対策」と「高齢者の地域交流拠点」という2つが活動の柱となる事業を行う法人等へ補助金等を交付し、活動の支援をする。		埴町		
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	在宅当番医制事業 休日等の地域医療体制確保のため、東白川郡内医療機関の協力を得て休日等診療を実施。	埴町 (郡内4町村)	
		埴厚生病院緊急体制支援事業 埴町の基幹病院となっている埴厚生病院の緊急医療体制確保のための支援金	埴町	

		第二次緊急医療運営事業 白河地方広域圏内での第二次緊急医療体制整備のための負担金	埴町 (白河広域圏)	地域の持続的発展に資するもので、一過性なく、将来に及ぶ事業である。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的特別事業 義務教育	語学指導事業 外国語指導助手を配置し、生きた外国語を学習し語学力の向上・国際理解の推進を図る。	埴町	
		不登校対策事業 不登校傾向にある児童生徒の支援・授業等に対応するため教育指導員を配置する。	埴町	
		特別支援教育支援員配置事業 障害のある児童・生徒の学習・生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。	埴町	
		放課後児童健全育成事業 放課後帰宅しても保護者のいない家庭の児童を対象に、適切な生活の場を与え、健全な育成を図る。	埴町	
		異文化体験研修事業 県内の施設で、生きた英語・英会話を体験することで、小中学生の英語力の向上を図る。また、英語検定を受講する生徒の検定料を負担する。	埴町	
9. 地域集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地籍調査事業 土地利用の安定と正確な管理を行っていくため、地籍調査を実施し、土地の境界を明確にする。	埴町	

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分							備考
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	住宅団地整備事業	町	37,500	0	0	0	7,500	30,000		
		木造住宅耐震化事業	町	7,000	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
		住宅取得支援事業	町	37,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		
		住宅団地助成事業	町	11,000	6,100	2,600	2,300	0	0		
2 産業の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	地域プロジェクトマネージャー事業	町	32,000	0	8,000	8,000	8,000	8,000		
	(7) 商業 共同利用施設	道の駅はなわ施設改修事業	町	115,000	5,000	70,000	0	40,000	0		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	はなわ観光魅力アップ事業	町	48,700	10,700	9,500	9,500	9,500	9,500		
		はなわ観光活性化推進事業	町	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
	産業振興促進事業	新過疎法第24条に基づく免除措置	町	0							

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分							備考	
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
3地域における情報化	(3)その他	IP告知システムクラウド化・情報端末更新事業	町	685,300	685,300	0	0	0	0	0	0	
		地上デジタル放送再送信関連機器更新事業	町	110,000	0	110,000	0	0	0	0	0	
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	過疎対策町道改良事業	町	1,436,700	188,400	272,000	268,000	401,100	307,200			
		過疎対策町道長寿命化事業	町	328,500	27,000	104,000	87,500	55,000	55,000			
		町道那倉矢塚線外改良事業	町	550,000	0	0	50,000	500,000	0			
		過疎対策橋梁長寿命化事業	町	235,600	56,600	21,000	58,000	50,000	50,000			
		沿道整備事業	町	22,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 其他	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運営事業	町	16,000	0	7,000	9,000	0	0	0		
		狭あい道路整備事業	町	21,700	10,700	6,500	1,500	1,500	1,500			

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分							備考
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
5生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	給水施設整備事業	町	48,000	25,000	15,000	0	8,000	0	0	
		配水管敷設替事業	町	162,122	12,122	50,000	50,000	50,000	0	0	
		上水道事業長寿命化事業	町	99,342	9,042	12,000	38,300	40,000	0	0	
	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	台宿地区処理施設設備更新	町	105,400	0	105,400	0	0	0	0	
	(6)公営住宅	町営住宅改修事業	町	66,500	12,500	25,000	25,000	4,000	0	0	
		町営住宅建替事業	町	425,000	0	10,000	15,000	100,000	300,000	0	
	(8)その他	空家除去事業	町	2,500	2,500	0	0	0	0	0	
		雨水排水施設整備事業	町	330,000	0	30,000	100,000	100,000	100,000	0	
		浸水対策補助事業	町	8,000	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分						備考
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設その他	埴町デザイナーサービスセンター改修事業	町	25,770	0	0	0	25,770	0	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	緊急通報装置貸与事業	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		紙おむつ等助成事業	町	23,000	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	
		高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業	町	144,000	28,800	28,800	28,800	28,800	28,800	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	子育てサロン運営事業	町	23,115	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	
		不妊治療費助成事業	町	2,750	550	550	550	550	550	
		こども医療費助成事業	町	139,549	27,549	28,000	28,000	28,000	28,000	
		子ども・高齢者支援事業	町	6,000	0	0	2,000	2,000	2,000	
7医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	在宅当番医制事業	町	5,795	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159	
		埴厚生病院救急体制支援事業	町	56,730	11,346	11,346	11,346	11,346	11,346	
		第二次救急医療運営事業	町	9,255	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851	

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分							備考	
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
8教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 公民館	埴町公民館改修事業	町	57,434	0	0	0	27,434	30,000			
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	長寿化を図る設備改修設計業務委託事業(体育館施設)	町	3,000	0	0	2,000	0	1,000			
		長寿化を図る設備改修工事事業(体育館施設)	町	42,000	0	0	32,000	0	10,000			
	(3)集会施設、体育施設等 図書館	埴町立図書館改修事業	町	13,783	0	0	0	13,783	0			
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育		語学指導事業	町	53,350	10,670	10,670	10,670	10,670	10,670		
			不登校対策事業	町	20,064	4,064	4,000	4,000	4,000	4,000		
			特別支援教育支援員配置事業	町	161,580	33,740	31,960	31,960	31,960	31,960		
			放課後児童健全育成事業	町	77,982	15,670	15,578	15,578	15,578	15,578		
	(3)その他		異文化体験研修事業	町	22,831	4,875	4,966	4,511	4,351	4,128		
			はなわこども園整備事業	町	35,000	35,000	0	0	0	0		
9集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地籍調査事業	町	81,300	22,800	14,700	14,600	14,600	14,600			

過疎地域持続的発展計画 参考資料

(単位:千円)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	年度区分							備考
				概算事業費	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
11再生可能エネルギーの利用促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	自家消費型再生可能エネルギー導入事業	町	93,870	10,870	83,000	0	0	0	0	
		役場庁舎太陽光発電導入事業	町	48,730	0	0	48,730	0	0	0	
過疎地域持続的発展計画 概算事業見込額				6,153,752	1,297,131	1,131,803	997,078	1,633,675	1,094,065		
うち過疎地域持続的発展特別事業 概算事業見込額				1,075,001	217,097	217,903	221,048	209,588	209,365		